

## 現場で生かすハラスメント対策セミナー

主催：神戸東労働基準協会 協賛：兵庫労働基準連合会

時事ニュースがいまだに止まない「ハラスメント事案」の数々。

一般企業、行政など問わず、また業種業界を問わず、毎日のようにハラスメント事案が世間を賑やかしています。

組織がハラスメント対策を講じる意味は、「離職を防ぎ、人材の雇用を促進し、定着に有効である事」。また、ハラスメントが発生すると「ヒト、トキ、カネ」の損失が重大！

ハラスメント対策に取り組んでいる姿勢が、従業員等の共感を呼び、組織の発展につながる、「従業員の心理的安全性」を確保するためにも有効です。

日時 令和 6年 8月 23日（金）13:30 ～ 16:30

会場 神戸市立中央区文化センター 1001+1002 号室

講師 友岡社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 / 経営マーケティングコンサルタント 友岡 繁明 氏

内容 ハラスメントが発生する職場環境の問題を探り、講ずべき対策を、理解するセミナーになります。

- ・ パワハラ、セクハラ、カスタマーハラスメント等への対応
  - ・ 備えておくべき社内規程の整備「就業規則、雇用契約書等の見直し」
  - ・ ハラスメントの裁判例を元に講じておくべき処置
- 等をご紹介します。

受講料(税込) 県下各地区労働基準協会員様 5,500円 /1名

詳細は、神戸東労働基準協会HP「講習会・教育・研修会」→「その他の教育・研修会」

([info@kobehigashi.com](mailto:info@kobehigashi.com))